



【 入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収 】

同じ症状による入院期間が通算して 180 日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の 85%のみが健康保険診療扱いとなり、残りの 15%については「保険外併用療養費（選定療養費）」として自己負担していただきます。詳しくは、医事課へお尋ねください。

当院では、以下の入院基本料を算定する場合、入院期間が 180 日を超えた日からご負担いただきます。

一般病棟特別入院基本料 … 1 日につき 918 円 (税込)